

平成 24 年 9 月 10 日

各 位

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
代表取締役社長 日下部 明

商品改定のお知らせ

この度、弊社では、ペット保険の商品内容を改定し、平成 24 年 12 月 1 日以降に保険期間を開始する保険契約から順次適用させていただきます。

なお、既にご加入いただいている保険契約につきましても、平成 24 年 12 月 1 日以降に保険期間を開始する継続契約から順次適用させていただきます。

改定の概要につきましては、下記の通りとなります。

記

■改定概要

「保険料の年齢区分・金額」および「保険金のお支払方式」等につきまして、別紙の通り、改定させていただきます。

■改定実施日

平成 24 年 12 月 1 日以降に保険期間を開始する保険契約から順次適用させていただきます。

なお、既にご加入いただいている保険契約につきましても、平成 24 年 12 月 1 日以降に保険期間を開始する継続契約から順次適用させていただきます。

以 上

1. 保険料の年齢区分・金額の見直し

保険料が変更となるペットの年齢区分について、直近の保険金のお支払状況に基づき、下表の通り、変更します。また、保険料の金額についても、併せて、全般的に見直しました（見直し後の保険料の金額は、原則として、増加します）。

| 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|------|------|-------|--------|------|--|--------|----|------|------|-------|------|
| <table border="1"> <tr><td>ペットの年齢</td></tr> <tr><td>0～3歳</td></tr> <tr><td>4～7歳</td></tr> <tr><td>8～10歳</td></tr> <tr><td>11～13歳</td></tr> <tr><td>14歳～</td></tr> </table> | ペットの年齢 | 0～3歳 | 4～7歳 | 8～10歳 | 11～13歳 | 14歳～ | <table border="1"> <tr><td>ペットの年齢</td></tr> <tr><td>0歳</td></tr> <tr><td>1～3歳</td></tr> <tr><td>4～7歳</td></tr> <tr><td>8～10歳</td></tr> <tr><td>11歳～</td></tr> </table> | ペットの年齢 | 0歳 | 1～3歳 | 4～7歳 | 8～10歳 | 11歳～ |
| ペットの年齢 | | | | | | | | | | | | | |
| 0～3歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 4～7歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 8～10歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 11～13歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 14歳～ | | | | | | | | | | | | | |
| ペットの年齢 | | | | | | | | | | | | | |
| 0歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 1～3歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 4～7歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 8～10歳 | | | | | | | | | | | | | |
| 11歳～ | | | | | | | | | | | | | |

2. 保険金のお支払方式の変更

保険金は、以下の通り、「保険金支払限度額」を上限に、「治療費※」に「補償割合」を乗じた額となります。

$$\text{「保険金」} \leq \text{「保険金支払限度額」}$$

$$\text{「保険金」} = \text{「治療費※」} \times \text{「補償割合」}$$

※治療費とは、保険対象となる治療費をいい、以下同様とします。

上記「保険金支払限度額・補償割合」については、保険期間が1年間のご契約を毎年継続いただく保険であり、

現在は、「傷病の治療を開始した時点の保険期間」の「保険金支払限度額・補償割合」を適用していますが、

今後は、「傷病の治療を受けた時点の保険期間」の「保険金支払限度額・補償割合」を適用します。

例えば、下表のように、プラン70にご加入の場合で、1年目の保険期間でガンが発症して治療を開始し、1年目の保険期間で受けたガンの治療費が100万円、2年目の保険期間で受けたガンの継続治療費が10万円のときは、

① 1年目の保険期間で受けたガンの治療費100万円に対して

現在も今後も、70万円の保険金を受け取ることができます。

② 2年目の保険期間で受けたガンの継続治療費10万円に対して

現在は、ガンの治療を開始した時点の保険期間である「1年目の保険期間」の保険金支払限度額（70万円）を越えているため〔つまり、「1年目の保険期間」の保険金支払限度額（70万円）を使い切ってしまうため〕、保険金を受け取ることができません。

今後は、ガンの継続治療を受けた時点の保険期間である「2年目の保険期間」の保険金支払限度額（70万円）を越えていないため〔つまり、保険金支払限度額（70万円）が契約継続により「2年目の保険期間」として復活するため〕、7万円の保険金を受け取ることができるようになります。

<プラン70にご加入の場合>

| 変更前 | 変更後 | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|----------------------|--------------------|-------|---------|
| <table border="1"> <tr> <td>治療費100万円 保険金 70万円</td> <td>治療費10万円 保険金 0円</td> </tr> <tr> <td>ガンの発症</td> <td>ガンの継続治療</td> </tr> </table> | 治療費100万円 保険金 70万円 | 治療費10万円 保険金 0円 | ガンの発症 | ガンの継続治療 | <table border="1"> <tr> <td>治療費100万円 保険金 70万円</td> <td>治療費10万円 保険金 7万円</td> </tr> <tr> <td>ガンの発症</td> <td>ガンの継続治療</td> </tr> </table> | 治療費100万円 保険金 70万円 | 治療費10万円 保険金 7万円 | ガンの発症 | ガンの継続治療 |
| 治療費100万円 保険金 70万円 | 治療費10万円 保険金 0円 | | | | | | | | |
| ガンの発症 | ガンの継続治療 | | | | | | | | |
| 治療費100万円 保険金 70万円 | 治療費10万円 保険金 7万円 | | | | | | | | |
| ガンの発症 | ガンの継続治療 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>1年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70%</td> <td>2年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70%</td> </tr> </table> | 1年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | 2年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | <table border="1"> <tr> <td>1年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70%</td> <td>2年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70%</td> </tr> </table> | 1年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | 2年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | | | | |
| 1年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | 2年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | | | | | | | | |
| 1年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | 2年目の保険期間 保険金支払限度額：70万 補償割合：70% | | | | | | | | |

3. 保険金をお支払いできない治療費等の明確化

保険金をお支払いできない治療費等について、直近の保険金のお支払状況に基づき、下表の通り、明確にします。なお、取扱変更ではありませんので、ご安心ください。

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| ①ペットの妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。 | ①ペットの交配、妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障 |

| | |
|---|---|
| ただし、異常な出産のため獣医師が特に必要と認め た治療については、保険金をお支払いします。 | 害。 ただし、緊急性を伴う帝王切開については、保険金 をお支払いします。 |
| ②心身症の治療 | ②心身症の治療、(加齢に伴う) 認知障害症候群の介 護・治療費用 |
| ③ペットの身体障害による治療の開始日から過去1年 以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病 に対する治療 猫の場合：フィラリア症、汎白血球減少症、カリシ ウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘル ペス) または白血病ウイルス感染症 (FeLV) | ③ペットの身体障害による治療の開始日から過去1年 以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病 に対する治療 猫の場合：フィラリア症、汎白血球減少症、カリシ ウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘル ペス) または白血病ウイルス感染症 (FeLV)、クラミジア |
| ④先天性疾患によって生じた身体障害に対する治療 | ④獣医学の水準から判断して、先天性・遺伝性疾患に よって生じた身体障害に対する治療 |
| ⑤治療をとまなわない検査 | ⑤治療をとまなわない検査・診察 |
| ⑥股関節形成不全、膝関節形成不全、股関節脱臼もし しくは膝関節脱臼またはこれらによって生じた身体障 害に対する治療。 ただし、交通事故等急激な衝撃事故によって生じた これらの身体障害に対する治療については、保険金 をお支払いします。 | ⑥股関節形成不全、膝関節形成不全、股関節脱臼、膝 関節脱臼、膝蓋骨脱臼(亜脱臼を含みます) または これらによって生じた身体障害に対する治療。 ただし、交通事故によって生じたこれらの身体障害 に対する治療については、保険金をお支払いします。 |
| ⑦入浴費用。 ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院 等において行った場合は、保険金をお支払いします。 | ⑦入浴費用、自宅で使用するシャンプー(薬用シャン プーも含む)、イヤークリーナー、スキンコンディシ ヨナー等。 ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院 において行った薬浴は、保険金をお支払いします。 |
| ⑧漢方、温泉療法、酸素療法または免疫療法等の代替 的処置による治療のための費用 | ⑧漢方、温泉療法、酸素療法、中国医学、インド医学、 ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピーまたは 免疫療法等の代替的処置による治療のための費用 |
| カウンセリングの費用 (新設) | ⑨カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 |
| (新設) | ⑩ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用〔た だし、アカラス(毛包虫症、ニキビダニ症)、疥癬症の 治療については、保険金をお支払いします。〕 |
| | ⑪臍ヘルニア・そけいヘルニア・停留睾丸・乳歯遺残 に対する治療(ただし、健康の維持・回復のために 必要な治療の場合は、保険金のお支払い対象とな ります。) |

※先天性疾患等補償特約付のご契約の場合は、上表④・⑥については、保険金をお支払いできない治療費等には該
当しません。

4. 解約返戻金率の変更

年払契約をご解約された場合の年払保険料に対する返戻金の割合について、上記1.記載の「保険料の年齢区分・
金額の見直し」と併せ、下表の通り、変更します。

| 変更前 | | → | 変更後 | |
|--------|--------|---|--------|--------|
| 既経過期間 | 割合 (%) | | 既経過期間 | 割合 (%) |
| 1か月まで | 63 | | 1か月まで | 69 |
| 2か月まで | 58 | | 2か月まで | 63 |
| 3か月まで | 52 | | 3か月まで | 56 |
| 4か月まで | 46 | | 4か月まで | 50 |
| 5か月まで | 40 | | 5か月まで | 44 |
| 6か月まで | 35 | | 6か月まで | 38 |
| 7か月まで | 29 | | 7か月まで | 31 |
| 8か月まで | 23 | | 8か月まで | 25 |
| 9か月まで | 17 | | 9か月まで | 19 |
| 10か月まで | 12 | | 10か月まで | 13 |
| 11か月まで | 6 | | 11か月まで | 6 |
| 1年まで | 0 | | 1年まで | 0 |